⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則第７条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第７条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で４階（層）以上（地下階を含めても可）、かつ延べ面積2,700㎡以上の博物館、美術館又は研究施設で基礎免震構造を有する新営工事を施工した実績

②　共同企業体の代表者以外の構成員は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で３階（層）以上（地下階を含めても可）、かつ延べ面積1,800㎡以上の博物館、美術館又は研究施設の新営工事を施工した実績

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　単体又は共同企業体の代表者は、平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で４階（層）以上（地下階を含めても可）、かつ延べ面積2,700㎡以上の博物館、美術館又は研究施設の新営工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

③　共同企業体の代表者以外の構成員は、上記⑷②の経験を有する者であること。

④　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（詳細は入札説明書による。）。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（詳細は入札説明書による。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　本工事における総合評価の方法は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記⑶①、②及び③の評価項目において技術提案書等の内容に応じ、最高35点を与える。施工体制評価点は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶①、②及び③の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進
・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・社会的要請　環境の維持

③　工事全般の施工計画
・施工上考慮すべき事項等の技術的所見

④　企業の施工体制
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案された「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒110―8718 東京都台東区上野公園７―20　独立行政法人国立科学博物館経営管理部施設整備主幹　電話03―5814―9841
E-mail：shisetsu@kahaku.go.jp

⑵　入札説明書等の交付期間及び場所　令和３年２月19日（金）から令和３年３月15日（月）まで。

入札説明書等の交付は、国立科学博物館ホームページ（https://www.kahaku.go.jp/index.php）からダウンロードするものとする。

なお、図面等の交付は、４⑴に従って購入するものとする。

⑶　申請書及び技術提案書等の提出期間、場所及び方法　令和３年２月19日（金）から令和３年３月15日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前９時00分から午後５時00分まで。申請書は電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参すること（郵送又はファクシミリによる提出は認めない。）。技術提案書等は、電子入札、紙入札を問わず上記４⑴に持参すること（郵送又はファクシミリによる提出は認めない。）。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、令和３年４月27日（火）12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参すること（郵送による提出は認めない。）。開札は、令和３年４月28日（水）10時00分、電子入札システムにより行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本館に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。